

函 教 政

令和4年(2022年)3月25日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会学校教育部

部長 永 澤 篤

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 不登校およびその傾向がみられる児童生徒への対策  
～ 一人ひとりにより添った支援の充実のために ～

(教育政策課)

不登校およびその傾向がみられる児童生徒への対策  
～ 一人ひとりにより添った支援の充実のために ～

令和4年3月  
函館市教育委員会

## ○ 目次

○ はじめに	… P 1
1 不登校児童生徒の現状と課題	… P 2
2 函館市における不登校対策	… P 4
3 各学校における3つの取組	… P 5
(1) 「未然防止」の取組	
(2) 「初期対応」の取組	
(3) 「自立支援」の取組	
4 市教育委員会における5つの支援	… P 6
(1) 不登校防止対策の推進	
(2) 教員研修の充実	
(3) ICTを活用した学習支援システムの利用	
(4) 教育相談、相談窓口の開設	
(5) 適応指導教室、相談指導学級の開設等	
(6) その他	
5 不登校対策に係る学校体制の整備	… P 8
○ 資料編	… P 9
資料1 「不登校等児童生徒への基本的な対応例」	
・欠席後の基本的な対応例	
・早期発見から学校復帰までの基本的な対応例	
資料2 「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」	… P11
資料3 「ICTを活用した学習支援」	… P16
取組例：令和3年度不登校対策モデル事業	
・ICT等を活用した不登校および不登校の傾向がみられる児童生徒等への支援に係るモデル事業成果	
・令和3年度不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠等の取扱い	
・令和3年度不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱い	
資料4 「不登校等に関する保護者向けリーフレット」	… P21
・不登校やいじめなど 困りごとがあったとき	
○ 不登校に関わる相談窓口等	… P23
・函館市教育委員会相談電話等	
・関係団体等相談電話	
・関係団体	

## ○ はじめに

近年、人口減少や少子・高齢化、高度情報化の進展、家族形態の変化などにより、地域社会を取り巻く環境はこれまで以上に複雑化・多様化しており、今後においても社会が大きく変化していくことが予想されています。

児童生徒を取り巻く状況が変化するなか、本市における不登校の割合は、年々増加傾向にあり、特に新型コロナウイルス感染症拡大後は、その傾向が顕著になっています。

こうしたことから、本市においてこれまで取り組んできた不登校および不登校傾向がみられる児童生徒への対策を改めて整理するとともに、一人に一台整備された学習用端末の活用による新たな支援も含め、「不登校およびその傾向がみられる児童生徒への対策」を作成することといたしました。

教育委員会では、本対策に基づき、すべての児童生徒が安心して楽しく通うことができる魅力ある学校づくりはもとより、不登校および不登校の傾向がみられる児童生徒が学習できる環境づくりや、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立を目指すことへの支援、児童生徒と保護者の不安の軽減を図るための教育相談機能の充実など、児童生徒一人ひとりのニーズを把握しながら一層のきめ細かな支援に努める必要があると考えています。

### 「函館市教育振興基本計画」(平成30年3月策定)

#### 【基本目標1】 変化する社会を生きる力の育成

- ・子ども一人ひとりが、変化する社会の中で主体的に生き抜くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことをめざします。

#### 【施策5】 多様なニーズに対応した取組の充実

##### 2 不登校児童生徒等への支援

- (1) 不登校および不登校の傾向が見られる児童生徒一人ひとりの状況に配慮した指導方法や指導体制の工夫・改善に努めます。
- (2) 適応指導教室および相談指導学級において、不登校児童生徒の学習活動を支援します。
- (3) 関係機関、フリースクールなどの民間施設、NPO団体などと連携を図り、専門家の助言または援助を得ながら、不登校児童生徒一人ひとりの状況に配慮した支援に努めます。
- (4) 不登校に関する相談窓口の周知を図るとともに、不登校児童生徒とその保護者に対して、支援内容などに関する情報提供や相談対応を行います。

### 令和4年度「教育行政執行方針」

不登校対応につきましては、不登校児童生徒の状態やニーズに応じて、学校内外において、ICTを活用した計画的な学習活動を行えるよう支援の充実に取り組むとともに、適応指導教室および相談指導学級における支援や、フリースクールなどとの連携を推進するほか、保護者等への支援・相談を行うスクールソーシャルワーカーの活用により、児童生徒が抱える諸問題の解決に向けて組織的に取り組みます。

※1 「不登校児童生徒」とは、文部科学省が行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」としています。

※2 「不登校傾向がみられる児童生徒」とは、「上記の「不登校」とはならない(年間30日未満欠席)ものの、その傾向がみられるもの」としています。

## 1 不登校児童生徒の現状と課題

令和3年に文部科学省が行った「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の不登校児童生徒数は年々増加しており、2020年度（令和2年度）には、2016年度（平成28年度）と比較すると、小学校で約2.1倍に、中学校で約1.3倍に増加しています。

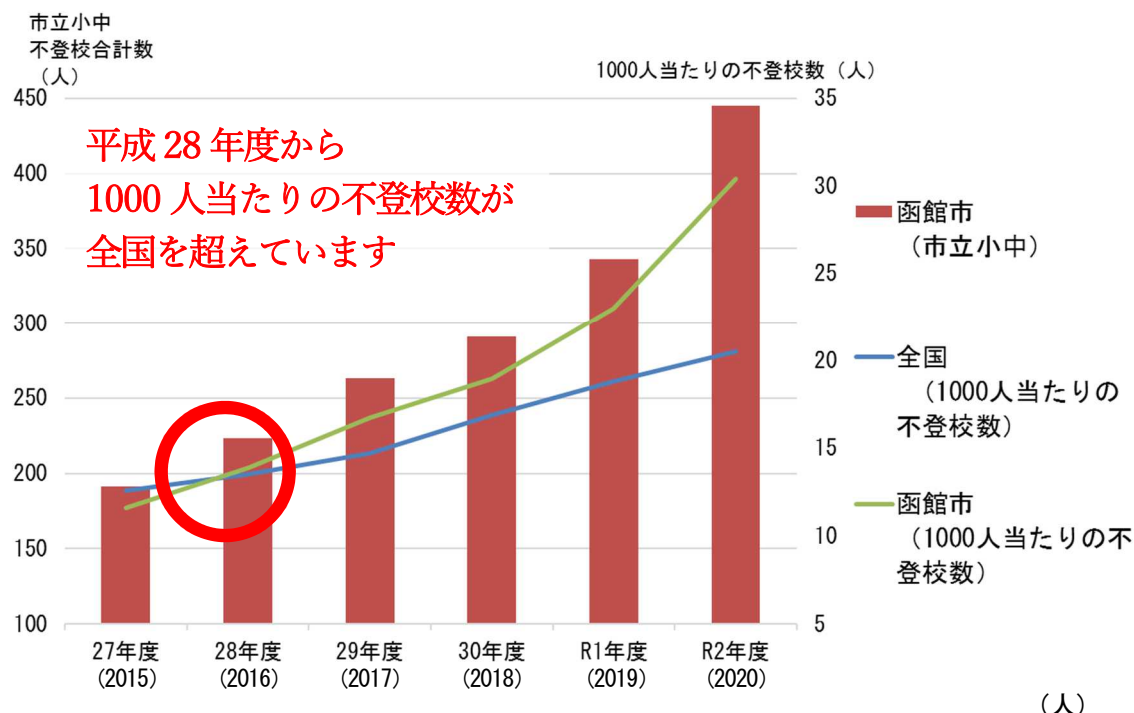
函館市においても、同様の傾向がみられており、平成28年度からは、1000人当たりの不登校児童生徒数が、全国を上回っています。

### ◇ 函館市の不登校児童生徒数の推移

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
小学校	34	59	85	93	118
中学校	189	204	206	250	327
合計	223	263	291	343	445

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）結果から

### ◇ 函館市と全国との1000人当たりの不登校児童生徒数の比較

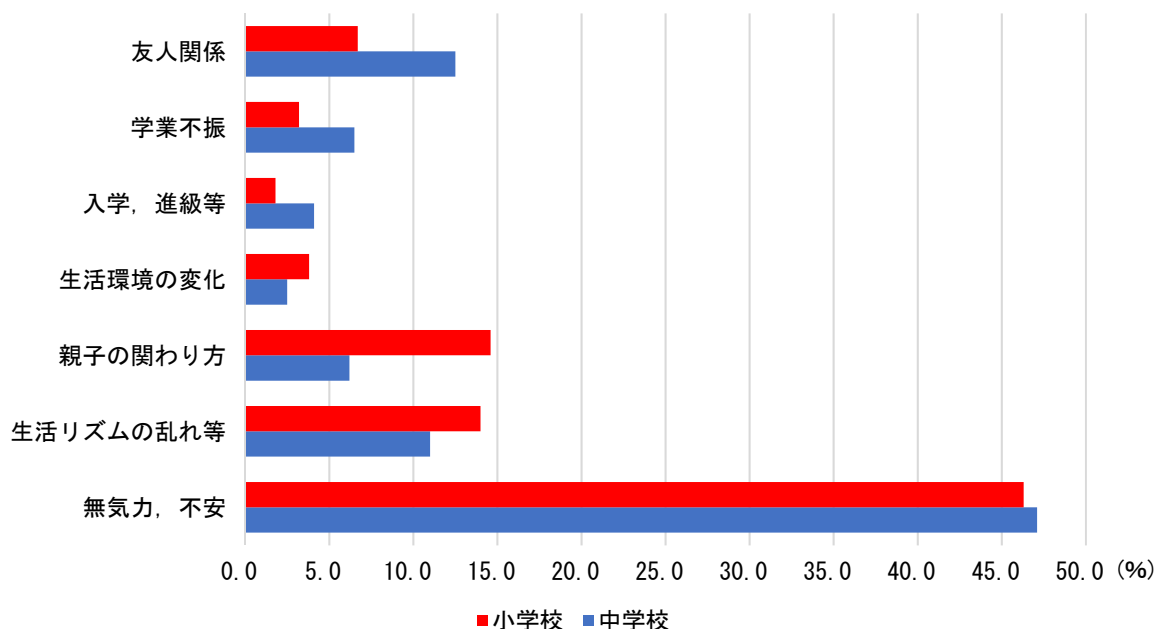


年度		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
小・中学校	函館市	11.6	13.9	16.7	18.9	23.0	30.4
	全国	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）結果から

また、不登校の要因としては、「無気力、不安」が最も多く、半数近くを占めているものの、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業不振」など、多岐にわたっています。

◇ 全国の不登校の主な要因 (R2 (2020))



(%)

不登校の主な要因 (R2)	いじめを除く友人関係をめぐる問題	学業不振	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安
小学校	6.7	3.2	1.8	3.8	14.6	14.0	46.3
中学校	12.5	6.5	4.1	2.5	6.2	11.0	47.1

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省) 結果から

## 2 函館市における不登校対策

不登校については、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学習の遅れや進路選択上の不利益が生じるとともに、社会的自立が難しくなるといったリスクも存在します。

函館市教育委員会では、不登校児童生徒を生まない取組はもとより、欠席日数が多い不登校児童生徒だけではなく、欠席日数がそれほど多くなくても不登校傾向がみられる児童生徒も含めた学習機会の保障、学校・学級復帰や自立へ向けた支援が必要であると考えています。

そのため、函館市教育委員会では、各学校や関係機関と連携を密にしながら、不登校対策に取り組んでいます。また、令和3年度からは、一人に一台整備した学習用端末の導入に伴い、ICTを活用した支援の充実に取り組んでいます。

### 函館市における不登校および不登校傾向がみられる児童生徒への対策

#### 各学校の3つの取組

##### 未然防止

- ・自己有用感を高める学級経営
- ・「できた」「分かった」が広がる授業づくり

##### 初期対応

- ・児童理解のための組織的な対策の実施

##### 自立支援

- ・自立への支援を行うための校内体制づくり
  - ・学習機会の確保
- [環境整備]
- ◇空き教室などの教室の確保
  - ◇対応する教員の決定などの体制の整備
- [登校時・在宅時の指導]
- ◇ICTの積極的な活用（学習コンテンツ、授業配信など）
  - ◇面談や学習履歴等に基づく出席認定の検討

#### 市教育委員会の5つの支援

##### <学校（教職員）への支援>

##### 不登校防止対策の推進

- ・生徒指導加配教員の配置
- ・小中連携の強化への支援
- ・校内不登校対策委員会への指導助言

##### 教員研修の充実

- ・生徒指導に関する研修の開催
- ・生徒指導に関する訪問研修の実施

##### <児童生徒・保護者への支援>

##### ICTを活用した 学習支援システムの利用

- ・ICTを活用した学習支援の実施
- ・ICT環境の整備

##### 教育相談、相談窓口の開設

- ・教育センターによる相談の実施
- ・各種電話相談の実施
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの各学校への派遣
- ・児童生徒・保護者向け啓発資料の配布

##### 適応指導教室、相談指導学級の 開設等

- ・やすらぎ学級、ふれあい学級の開設
- ・関係機関との連携



### 3 各学校における3つの取組

各学校においては、不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものという意識をもち、「未然防止」と「初期対応」という不登校を生まないことが重要であるという認識の下、もし不登校が起こった場合には、「自立支援」という学校復帰・自立に向けた取組を、関係機関とも連携を図りながら学校全体で組織的に行います。

#### (1) 「未然防止」の取組

##### ・自己有用感を高める学級経営

児童生徒が通いたくなる学校づくりを進めるためには、学校における学習や生活の基盤である学級は、児童生徒が安全・安心で伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければなりません。登校してから下校するまでの学校生活の中で、活動することを通して、自分がかげがえのない一人の人間として尊重され、頼りにされているという自己有用感を実感できる心の居場所づくりを推進します。

##### ・「できた」「分かった」が広がる授業づくり

児童生徒が、変化の激しい社会の中で、様々な困難に直面しても、それを乗り越え、自立した生活を送るためには、新しい時代に必要となる資質・能力を育成することが大切です。そのため、授業において、児童生徒が意欲的に学習に臨み、他者と協働して課題を解決したり深く学んだりしていくことができるような授業改善を行います。

#### (2) 「初期対応」の取組

##### ・児童生徒理解のための組織的な対策の実施

生徒指導等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えています。個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制をつくり上げるとともに、必要な指導体制を整備します。

また、すべての教職員が、日頃から児童生徒の状態をきめ細かく観察するとともに、定期的な教育相談に加え、適宜、個別の教育相談を行ったり、必要に応じて関係機関と連携を図ったりするなど、児童生徒の状況に応じた適切な支援を行います。

#### (3) 「自立支援」の取組

##### ・自立への支援を行うための校内体制づくり

児童生徒個々の状況や指導の状況を記載した「児童生徒理解・支援シート」等を活用し、学校全体で継続的に支援を行います。また、関係機関等と連携した校内ケース会議を開催し、組織的に取組を進めます。

##### ・学習機会の確保

学校復帰や自立のきっかけとなるよう、別室登校による指導のほか、適応指導教室やフリースクールへの通学、家庭におけるICTを活用した学習機会の確保に努めます。



## 4 市教育委員会における5つの支援

市教育委員会においては、不登校対策として、「学校（教職員）への支援」と「児童生徒・保護者への支援」を行います。

### （1）不登校防止対策の推進

各学校においては、不登校の未然防止・早期発見・早期対応が必要です。そのため、校内組織を整備し、複数の教員による組織的な対応を行うための取組の充実に向け、支援を行います。

#### ・生徒指導加配教員の配置

不登校対策に積極的に取り組む学校に生徒指導加配教員を配置します。生徒指導加配教員は、校内の中心となり組織の設置、取組の推進を図ります。

#### ・小中連携の強化への支援

すべての中学校区において、小中一貫教育を推進します。いわゆる中一ギャップによる不登校を生まない取組を推進するとともに、小中連携して、不登校対策に取り組む体制の強化を図るよう、働きかけを行います。

#### ・校内不登校対策委員会への指導助言

すべての小・中学校において、不登校対策委員会を中心として校内で組織的に不登校対策に取り組めます。取組が充実するよう、指導主事等による指導助言を行います。

### （2）教員研修の充実

不登校を生まないためには、学校の取組を充実させるとともに、教員の資質・能力を向上させることが重要です。そのため、教員の資質・能力の向上を図るための取組を推進します。

#### ・生徒指導に関する研修の開催

不登校児童生徒を生まない取組や、不登校児童生徒および欠席しがちな児童生徒に対するきめ細かな対応への理解を図るため、生徒指導に関する研修会を開催します。

#### ・生徒指導に関する訪問研修の実施

時間確保が難しい教職員に対して、訪問により生徒指導に関する研修を実施します。

### （3）ICTを活用した学習支援システムの利用

不登校および不登校傾向がみられる児童生徒への学びを保障するためには、ICTを活用することが有効です。そのため、学校内外でICTを活用できる環境の整備に努めます。

#### ・ICTを活用した学習支援の実施

不登校および不登校傾向がみられる児童生徒の状況に応じて、オンライン教材の提供、オンラインによる面談の実施、授業の配信など、きめ細かな対応を行えるよう、支援します。

#### ・ICT環境の整備

不登校および不登校傾向がみられる児童生徒が校外においてもICTを活用できるよう、学習用端末の持ち帰り要件の整備や校外のWi-Fiが使用可能な施設の紹介など、環境整備に努めます。

#### (4) 教育相談、相談窓口の開設

児童生徒および保護者が悩みを相談できる場や機会を確保することは、不登校を未然に防ぐ上で重要です。そのため、児童生徒および保護者が、いつでも相談できるような体制を整備するとともに、その周知を図ります。

##### ・教育センターによる相談の実施

教育センターにこころの相談員を配置するなどし、面接による相談を実施します。

※ 「こころの相談員」は、いじめ問題に係る教育相談、教職員等の対応への助言を行う専門職員のことです。

##### ・各種電話相談の実施

いつでも気軽に相談できるよう、電話相談窓口を設けるとともに、関係機関の窓口を紹介します。

##### ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの各学校への派遣

各学校の様々な事案に対応するため、要請に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣します。

※ 「スクールカウンセラー」は、児童生徒の心理に関して、児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者への助言を行う専門職員、「スクールソーシャルワーカー」は、不登校児童生徒への指導・助言を行う専門職員のことです。

##### ・児童生徒・保護者向け啓発資料の配布

不登校に関する相談窓口や不登校になった際の対応などについて、分かりやすくまとめた啓発資料を作成し、児童生徒および保護者に周知します。

#### (5) 適応指導教室、相談指導学級の開設等

不登校および不登校傾向がみられる児童生徒に学校外においても学びの場を確保・提供することは重要です。そのため、教育センターなどにおける学校外の学びの場の確保に努めます。

##### ・やすらぎ学級、ふれあい学級の開設

集団生活への適応や学習支援を目的に、教育センターにやすらぎ学級(適応指導教室)、湯川小学校内にふれあい学級(相談指導学級)を開設します。

##### ・関係機関との連携

関係機関と連携し、児童生徒や保護者の状況に応じて、フリースクールや不登校に関する団体等を紹介します。

#### (6) その他

函館市における不登校対策をさらに充実させるために、将来的に、「研修業務(教職員を対象にした専門研修の開催、指導主事の派遣等)」、「支援業務(専門的職員の派遣、適応指導教室の開設等)」、「相談業務(面接相談・電話相談の実施等)」を一体的に行う総合相談センターの開設をめざします。

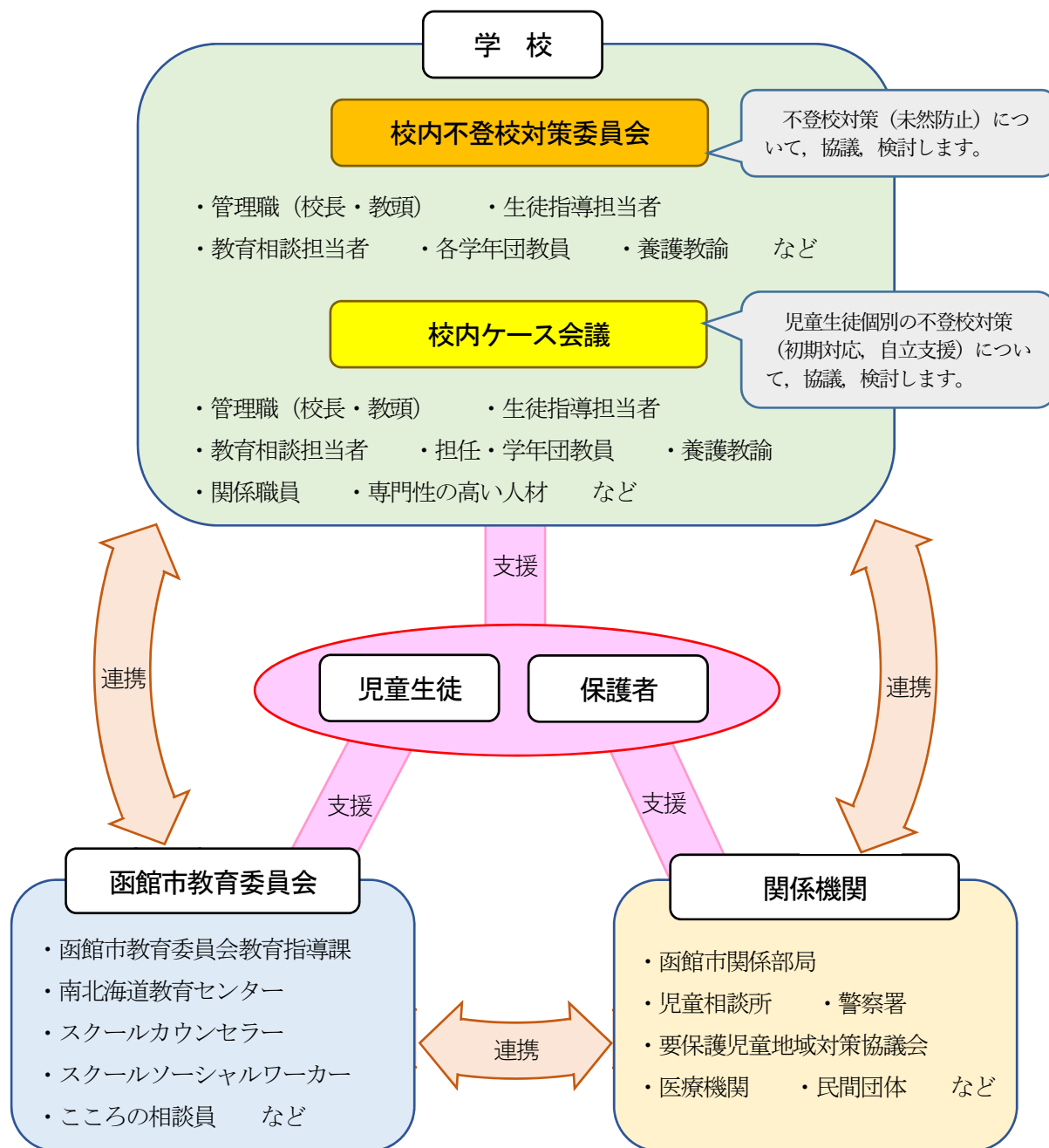
## 5 不登校対策に係る学校体制の整備

不登校対策に当たっては、未然防止、初期対応、自立支援の各段階において、適切に対応することが大切です。

そのため、各学校においては、不登校を生まないための取組等を検討する「校内不登校対策委員会」や不登校等児童生徒の個別の状況に基づく取組等を検討する「校内ケース会議」などを設置し、組織的に対応する校内体制を整備します。

また、児童生徒や保護者の個別の状況により、関係機関等との連携を十分に図り、関係機関等からの助言を基に取組を進めたり、必要に応じて専門性の高い人材による児童生徒、保護者への支援を行ったりするなど、支援の充実を図ります。

### ◇ 不登校対策に係る学校体制の例



資料 1 【不登校等児童生徒への基本的な対応例】

◇ 欠席後の基本的な対応例

欠席の対応（初期対応）

<欠席 1 日目>

- 体調の確認等
  - ・病状，家庭での過ごし方 ・心配ごと など
- 明日の連絡等
  - ・時間割，持ち物
  - ・安心して登校できるような声かけ など

担任が電話連絡し，保護者や児童生徒に寄り添いながら話をします。

<欠席 2 日目>

- 体調の確認等
  - ・病状，家庭での過ごし方 ・心配ごと など
- 明日の連絡等
  - ・時間割，持ち物
  - ・安心して登校できるような声かけ など

担任が訪問し，保護者や児童生徒に寄り添いながら話をします。

可能であれば複数で訪問するとともに，児童生徒にも直接会うようにすることが大切です。

<欠席 3 日目で以降>

- 体調の確認等
  - ・病状，家庭での過ごし方 など
- 今後の対応の確認等
  - ・保護者や児童生徒のニーズ など

担任が電話連絡または訪問により，児童生徒の状況，保護者や児童生徒のニーズを確認します。また，それを踏まえ，校内ケース会議を開催します。

校内ケース会議の開催

児童生徒理解・支援シート等の活用による不登校の要因の把握と情報共有

校内ケース会議において，不登校児童生徒への今後の支援の方向性，具体的な対応策等を検討します。

保護者への説明は，校内での教育相談または家庭訪問により行います。

校内ケース会議での決定に基づき，一人ひとりに応じた支援を実施

不登校の解消  
学びの場の確保

◇ 早期発見（初期対応）から学校復帰（自立支援）までの基本的な対応例

### 早期発見

- ・不登校の要因などについて、多様な方法で情報収集を行います。
- ・関係者間で共通理解を図るために、状況を児童生徒理解・支援シートなどにまとめます。



### 支援の検討

- ・校内ケース会議等において、情報を共有するとともに、支援の方策を検討します。
- ・支援の方策を検討する際には、児童生徒理解・支援シートなどを活用しながら、不登校児童生徒と関わりのある複数の教員や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門性が高い人材により協議します。



### 支援計画の作成

- ・短期・中期目標と長期目標（ゴール）を設定します。
- ・目標達成に向けて、「いつ」「どこで」「だれが」「だれに」「何を」「どのように」など、手順や役割分担を明確にします。



### 復帰支援

- ・支援計画に基づき、取組を進めます。
- ・取組の状況や児童生徒の変化等は、児童生徒理解・支援シートなどに記録します。
- ・短期・知育目標の達成状況を振り返り、計画に見直しを行います。
- ・必要に応じて、関係機関へ協力を依頼します。
- ・児童生徒の状況に応じて、学校・学級への復帰だけではなく、別室登校や校外の施設への登校をゴールとすることについても検討します。



### 復帰

- ・継続的な見守りを行います。
- ・必要に応じて、教育相談や家庭訪問等を行います。
- ・児童生徒の変化等は、児童生徒理解・支援シートなどに記録します。

(別添2)

取扱注意

## 児童生徒理解・支援シート(参考様式)

は既記載内容を自動で反映

現在在籍する学校名又は卒業校名

(小)

(中)

(高)

(よみがな)

児童生徒名

分類番号

## 児童生徒理解・支援シート(共通シート)

作成日:平成 年1 月 日 ※の事項は障害のある児童生徒、外国人児童生徒等で必要な場合に記入

作成者 HO(記入者名) 追記者 HO(記入者名)/HO(記入者名)/...

(児童生徒) 名 前 (よみがな)	性別	生年月日 平成 年 月 日	国籍等(※)	出生地(※)
0				

(保護者等) 名 前 (よみがな)	続柄(※)	学校受入年月日(※) 平成 年 月 日	連絡先

○学年別欠席日数等	追記日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
年度														
学年		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
出席しなければならない日数														
出席日数														
別室登校														
遅刻														
早退														
欠席日数														
指導要録上の出席扱い														
①教育支援センター														
②教育委員会所管の機関(①除く。)														
③児童相談所・福祉事務所														
④保健所、精神保健福祉センター														
⑤病院、診療所														
⑥民間団体、民間施設														
⑦その他の機関等														
⑧IT等の活用														

○支援を継続する上での基本的な情報  
 特記事項(本人の強み、アセスメントの情報、家庭での様子、障害の種類・程度・診断名・障害者手帳の種類・交付年月日(※)、学習歴(※)、日本語力(※)等)

○家族関係  
 特記事項(生育歴、本人を取り巻く状況(家族の状況も含む。)、作成日以降の変化、家族構成(※)、家庭内使用言語(※)等)

○備考欄



## 児童生徒理解・支援シート(学年別 Aシート)

担任名(ふりがな)		管理職名	
作成年月日		作成者名	
追記年月日(追記者名)			

○児童生徒名等

名前(ふりがな)	性別	学校名	学年	学級
0	0			

○支援機関名等(校内・校外)

区分	主な支援内容	支援機関名	連絡先電話番号	担当者名
在籍校		0		
家庭		0	0	0
福祉				
医療				
その他				

○月別欠席状況等 ※追記日→

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
出席しなければならない日数													0
出席日数													0
別室登校													0
遅刻													0
早退													0
累積欠席日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
欠席日数(出席扱いを含む)													0
指導要録上の出席扱い													0
①教育支援センター													0
②教育委員会所管の機関(①除く。)													0
③児童相談所・福祉事務所													0
④保健所、精神保健福祉センター													0
⑤病院、診療所													0
⑥民間団体、民間施設													0
⑦その他の機関等													0
⑧IT等の活用													0

○長期欠席、不登校(継続)等欠席状況に関する理由

○次年度への引継事項(支援・指導の参考となるエピソード等も含め、多様な視点で記入)

## 児童生徒理解・支援シート(学年別 Bシート)

担任名(ふりがな)	0	管理職名	0
作成年月日	0	作成者名	0
追記年月日(追記者名)			

○児童生徒名等

名前(ふりがな) ( 0 )	性別	学校名	学年	学級
0	0	0	0	0

○本人・保護者の状況・希望

	現在の状況	将来の希望(進路を含む)
本人		
保護者		

○本学年の目標

○各学期の個別の支援計画

		目標	支援内容	経過・評価
1 学期	学校			
	関係機関			
2 学期	学校			
	関係機関			
3 学期	学校			
	関係機関			

## 児童生徒理解・支援シート(協議シート)

記録者      記録者      ○○生徒指導主事      日付      平成   月   月   日

学年	学級	名前	参加者・機関名
0	0	0	

○本人の意向

○保護者の意向

○関係機関からの情報

○支援状況

目 標			
役割 分担	機関・分掌名	短期目標 ○/○○	経過・評価 ○/○○

○確認・同意事項

○特記事項

### 資料3【ICTを活用した学習支援】

不登校および不登校傾向がみられる児童生徒の中には、学校や学級への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、支援が十分に行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。

このような児童生徒を支援するため、ICT等を活用した学習活動を行うことが考えられます。

また、その場合には、一定の要件を満たした上で、学校長の判断により、指導要録上出席扱いとすることやその成果を評価に反映することができます。

#### ICT等を活用した学習活動への学校・教育委員会の支援

- ① 支援の内容等について、保護者等へ十分に説明を行います。
- ② 学習プリントやICT教材の提供を行います。
- ③ 定期的・継続的に家庭訪問や面談を行います。
- ④ 学校の年間指導計画に準拠した形で、学習プログラムを作成します。
- ⑤ 関係者で当該児童生徒の状況を共有し、学習プログラムの修正に生かします。
- ⑥ 当該児童生徒の学習の状況等を吟味し、可能な範囲で学習活動の成果を評価に反映させます。



#### 出席扱いとした場合の指導要録上の表記

・出席日数の内数として、出席扱いとした日数と自宅においてICT等を活用した学習活動によることを記入する。

(例) 出席日数 100 日 (うち出席扱い 20 日 (自宅でのオンライン授業配信による))

出 欠 の 記 録						
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
学年						
1				125		病欠30, 事故欠95 (本人の事情90, 家庭の事情5)
2					100	適応指導教室70, 自宅においてICT等を活用した学習活動30
3					30	フリースクール30

#### 学習活動の成果の評価への反映

学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、本人のモチベーションの向上にもつながり、自立を支援する上で意義が大きいことです。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科について観点別学習状況および評定を記載することが求められるものではありませんが、その学習状況を文章で記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすため、適切な記載に努めることが求められます。

## 取組例〔令和3年度不登校対策モデル事業〕

### ICT等を活用した不登校および不登校の傾向がみられる児童生徒等への支援に係るモデル事業成果

#### 事業概要

目的：端末やオンライン教材などを活用し、不登校および不登校の傾向がみられる児童生徒等の状態やニーズに応じた効果的な学習支援等に係る取組事例の収集等を行う。

モデル校：巴中学校，五稜郭中学校

対象者：モデル校において不登校および不登校の傾向がみられる児童生徒のうち，学校長がICT等を活用した学習支援が必要と認める児童生徒およびその保護者

#### 学校（サポートルーム、校内フリースクール）

##### 【環境】

- ・教室の確保
- ・プリンター等の整備
- ・登下校方法の工夫（別玄関の使用など）

##### 【取組】

- ・空き時間の教員等による指導
- ・オンライン教材（イーボードなど）の提供
- ・授業動画の配信
- ・学習計画（学習プログラム）の作成



#### 家庭

##### 【環境】

- ・一人一台端末の持ち帰り要件の整備
- ・出席要件の整理

##### 【取組】

- ・保護者向けリーフレットの作成
- ・家庭訪問，電話等による定期的なサポート（本人，保護者）



連携

#### フリースクール等

##### 【環境】

- ・出席要件の整理



#### 成果と課題

##### 〔成果〕

- サポートルームや校内フリースクールにおいて，オンライン教材を使用したことにより，一人ひとりの学習進度に対応でき，効果的に個別指導を行うことができた。
- 生徒が自ら学習に取り組むことができるよう，オンライン教材の単元対応表，学習計画・記録シートを作成し，事前の計画立てから事後の振り返りまでをスムーズに行えるようにした。
- 学習履歴の蓄積により，学習状況をグラフで確認することができ，出席認定の判断の材料とすることができた。また，月ごとに学習状況を実績報告書にまとめ，学習内容が教育課程に照らして適切であるかなどの判断を校長が行いやすいようにした。
- 出席を認定するためには，面談が必要であるため，定期的に登校する生徒が増えた。

##### 〔課題〕

- 生徒によって，これまでの学習内容の定着度合いや理解の進度が異なるため，様々なオンライン教材やコンテンツを活用するなど，より個に応じた支援について検討する必要がある。
- 学習履歴や面談等を基にした出席認定の判断，評価・評定の付け方について，さらに検討を進める必要がある。

## 令和3年度不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠等の取扱い

函館市教育委員会

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を実施した際に、当該児童生徒が在籍する校長が、指導要録上出席扱いとすることおよびその成果を評価に反映することの取扱いについて、以下のとおりとする。

なお、本取扱いは、ICT等を活用した不登校および不登校の傾向がみられる児童生徒等への支援に係るモデル事業を実施している巴中学校、五稜郭中学校の2校に適用する。

### 1 出席扱いの要件について

不登校児童生徒について、指導要録上で出席扱いとする場合は、以下の要件（(1)～(7)）のすべてを満たすこととする。

#### (1) 保護者と学校との十分な連携・協力関係が保たれていること

##### 〔保護者への説明の内容〕

- ・ 趣旨・目的
- ・ 支援の内容（学習プログラムの内容、使用教材、指導方法、対面指導の回数・内容など）
- ・ 協力の依頼内容（当該児童生徒の取組への支援、学習状況の把握、ICT活用ルールの遵守、登校への働きかけなど）

#### (2) ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること

##### 〔ICT等を活用した学習活動〕

- ・ 教育委員会等の公的機関や、民間業者が提供するICT教材を活用した学習
- ・ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）
- ・ 学校のプリントや通信教育を活用した学習 など

##### 〔学習活動の時間〕

- ・ 1日の学習活動の最低時間は、1単位時間（小学校45分、中学校50分）を目安にする

#### (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること

##### 〔対面指導の回数〕

- ・ 当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などを定期的かつ継続的に行う（1週間に1回程度）

##### 〔対面指導の内容〕

- ・ 体調面や精神面、家庭生活等についての確認
- ・ 学習状況の確認
- ・ 登校や学習等に関する相談

##### 〔対面指導の実施者〕

- ・ 在籍校の教員
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家
- ・ 教育センターの職員
- ・ 教育委員会等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフ など

#### (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること

##### 〔学習プログラム〕

- ・ 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていること（望ましい）
- ・ 民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまわない（当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること）
- ・ 様式は問わない



(5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、十分に把握すること

〔状況把握の方法〕

- ・ 対面指導に当たっている者から定期的な報告
- ・ 学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会の実施 など

(6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること

〔対象者〕

- ・ 学校への登校や他施設への通所ができていない不登校児童生徒
- ・ 一部登校や他施設での指導を受けている不登校児童生徒

(7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること

## 2 指導要録への記載について

### (1) 指導要録への出席の記載

- ・ 「指導要録上の出欠の取扱いチェックシート」により、出席の要件を確認する。
- ・ チェックシートによる把握に基づき、指導要録には、出席日数の内数として、「出席扱いとした日数」と「自宅においてICT等を活用した学習活動によること」を記載する。

〔記載例〕

- ・ 出席日数100日（うち出席扱い20日（自宅でのオンライン授業の配信による））

### (2) 評価・評定の指導要録への記載

〔文章による評価〕

- ・ 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではないが、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から自宅における学習状況を文章記述により評価

〔観点別学習状況による評価〕

- ・ 聞き取りによる家庭での学習状況の把握や学習の成果物、ICT活用の際の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づき、可能な範囲で観点別の学習状況の評価

※ 一部の単元・題材等を学習していない場合や一部の観点を評価できない場合は、その旨を記載

〔評定〕

- ・ 聞き取りによる家庭での学習状況の把握や学習の成果物、ICT活用の際の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などにより記載された観点別の学習状況に基づき評定を記載

※ 一部の単元・題材等を学習していない場合や一部の観点を評価できない場合は、その旨を記載

## 3 その他

### (1) 出席扱いとならない場合の例

- ① 学校が、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童の状況や学習状況の様子が十分確認できない場合
- ② インターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった場合

### (2) 児童生徒理解・支援シートの活用

不登校児童生徒への効果的な支援については、関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であるため、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート」を作成することが望ましい。



## 令和3年度不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱い

函館市教育委員会

義務教育段階における不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けた際に、当該児童生徒が在籍する校長が、指導要録上出席扱いとすることの取扱いについて、以下のとおりとする。

なお、本取扱いは、ICT等を活用した不登校および不登校の傾向がみられる児童生徒等への支援に係るモデル事業を実施している巴中学校、五稜郭中学校の2校に適用する。

### 1 出席扱いの要件について

不登校児童生徒について、指導要録上で出席扱いとする場合は、以下の要件（(1)～(4)）のすべてを満たすこととする。

#### (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

〔保護者への説明の内容〕

- ・ 趣旨・目的
- ・ 協力の依頼内容（当該児童生徒の取組への支援、学習状況の把握、登校への働きかけなど）

#### (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とすること

（公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮）

〔民間施設の判断〕

- ・ 民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断

#### (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること

#### (4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の評価を適切に行い指導要録に記入する場合には、当該施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること

### 2 指導要録への記載について

#### (1) 指導要録への出席の記載

- ・ 「指導要録上の出欠の取扱いチェックシート」により、出席の要件を確認する。
- ・ チェックシートによる把握に基づき、指導要録には、出席日数の内数として、「出席扱いとした日数」と「児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名」を記載する。

#### (2) 評価・評定の指導要録への記載

〔文章による評価〕

- ・ 次年度以降の指導に生かすという観点から、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述により評価

〔観点別学習状況による評価、評定〕

- ・ 学校外の施設における学習の状況等を当該学校が把握するとともに、把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、可能な範囲で観点別の学習状況、評定を記載

※ 一部の単元・題材等を学習していない場合や一部の観点を評価できない場合は、その旨を記載

### 3 その他

#### (1) 児童生徒理解・支援シートの活用

不登校児童生徒への効果的な支援については、関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であるため、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート」を作成することが望ましい。

# 不登校やいじめなど 困りごとがあったとき

各学校では、不登校についての適切な支援や、いじめの未然防止に努めます。しかし、もしも不登校やいじめなどの困りごとがあったときは、次のような対応が考えられます。

チーム学校  
として対応します

まずは、話しやすい先生へ相談してみませんか  
→「はこだて子どもほっとライン」へも相談できます（裏面①）

学校内で情報が共有されます

- 事実関係を把握します
- 関係する子どもから事情を聞きます  
→「スクールカウンセラー、函館市スクールソーシャルワーカー、函館市こころの相談員」による相談もできます（裏面①）
- 子どもにとってよりよい対応（保健室や相談室等の別室登校など）を検討し、実施します  
→「やすらぎ学級、ふれあい学級」の利用も考えられます（裏面①②）
- 学校は教育委員会と相談する場合があります

学校として必要な対応が  
検討されます

学校以外の組織が対応することもできます

→「関係機関、フリースクール、登校拒否と教育を考える会」の利用も考えられます（裏面③④⑤）

平成28年12月に不登校児童生徒の支援のための法律「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（いわゆる教育機会確保法）」が公布されました

**目的** 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

**基本方針の主な内容**

- 1 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得る。
- 2 不登校そのものは問題行動ではないことを児童生徒・保護者に知らせる。
- 3 個々の不登校児童生徒の状況に応じた多様な支援が必要となる。
- 4 支援の際には、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の社会的自立を目指す必要がある。
- 5 不登校児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない。

令和3年4月  
函館市教育委員会

# 学校以外の組織などによる対応

## 電話による相談 (はこだて子どもほっとライン)

相談日 毎週月曜日～金曜日 (祝日をのぞく)  
 時間 8:45～17:30  
 ① (57)6644(函館市こころの相談員相談電話)  
 ① (57)3009( " " )  
 ① (57)8251( 函館市南北海道教育センター )  
 ※ 保護者の方の子育てについての相談も承ります。

## 相談担当職員の配置

- スクールカウンセラー(S C)  
12名のS Cを、すべての小中学校へ派遣しています。
- ① 函館市スクールソーシャルワーカー(S S W)  
福祉や教育の分野の専門家2名を配置しています。  
(57)8261(函館市南北海道教育センター内)
- ① 函館市こころの相談員  
心理や教育の分野における専門家2名を配置し、学校での巡回相談等を行っています。  
(57)6644(函館市南北海道教育センター内)  
(57)3009( " " )

## 自分の学級に通いにくくなった子どもが通える学級

- ① やすらぎ学級 (適応指導教室)  
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014032000233/>
- ② ふれあい学級 (相談指導学級)  
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014032000257/>  
(57)8251( 函館市南北海道教育センター )

- ① 函館市南北海道教育センター  
(湯川町3丁目38番38号)
- 函館市こころの相談員
- 函館市スクールソーシャルワーカー(S S W)
- やすらぎ学級 (教育センター3階)

- ② ふれあい学級  
(湯川小学校3階 湯川町3丁目42-1)

- ⑤ 函館圏フリースクールすまいる (富岡町2丁目19-5)

- ④ 函館地方事務局 (新川町25-18)

- ③ 子ども未来部 次世代育成課  
(総合保健センター1階 五稜郭町23-1)

## その他の相談機関

- ③ 子どもなんでも相談110番 (32)3192  
子ども専用電話(フリーダイヤル) 0800-800-0879
- チャイルドライン(18歳までの子ども専用)  
毎日16時～21時 0120(99)7777
- 函館家庭生活カウンセラークラブ  
月金(10時～15時 函館市女性センター内) (23)4188  
火木(18時半～20時半 函館市女性センター内) (23)4188  
木(13時～15時 亀田支所内) (45)5581  
火(10時～12時 湯川支所内) (57)6161
- ※ 第3水曜日出張相談会(10時～13時 函館葛屋書店)
- ④ 函館地方事務局 子どもの人権110番(フリーダイヤル)  
月～金(8時半～17時15分) 0120-007-110
- 法務省インターネット人権相談(24時間受付)  
<https://www.jinken.go.jp/>

## フリースクール

- ⑤ 一般社団法人 函館圏フリースクールすまいる  
代表: 庄司 証  
不登校の子どもたちの受け皿として、月曜日から金曜日まで、フリースペースや個別学習支援、相談対応等を行っています。  
<http://hakodate-smile.jimdo.com/>  
電 話: 070-4156-3195

## 登校拒否と教育を考える会

- 函館アカシヤ会 代表: 野村 俊幸  
毎月第3日曜日13時30分から、不登校や「ひきこもり」についての意見交流のほか、教育の問題や今ある子ども観の見直しについて情報交換等を行っています。  
メール: tnomura@sea.ncv.ne.jp  
電 話: 090-6261-6984 FAX: 57-3041



## ○ 不登校に関わる相談窓口等

### ◇ 函館市教育委員会相談電話等

#### <相談電話>

- ・こころの相談員相談電話（５７－６６４４，５７－３００９）  
※月～金：８時４５分～１７時３０分
- ・北海道教育センター（５７－８２５１）  
※月～金：８時４５分～１７時３０分
- ・学校教育部教育指導課（２１－３５５７）  
※月～金：８時４５分～１７時３０分

#### <スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，こころの相談員の派遣>

- ・北海道教育センター（５７－８２６１）

### ◇ 関係団体等相談電話

#### <函館市>

- ・子どもなんでも相談１１０番（３２－３１９２，[kodomol10@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:kodomol10@city.hakodate.hokkaido.jp))  
※月：８時４５分～１９時００分，火～金：８時４５分～１７時３０分
- 子ども専用電話（フリーダイヤル：０８００－８００－０８７９）  
※月：８時４５分～１９時００分，火～金：８時４５分～１７時３０分

#### <法務省>

- ・子どもの人権１１０番（０１２０－００７－１１０）  
※月～金：８時３０分～１７時１５分
- 函館地方法務局（２６－５６８６）  
※月～金：８時３０分～１７時１５分
- 法務省インターネット人権相談 (<https://www.jinken.go.jp/>)  
※２４時間

#### <NPO等>

- ・チャイルドライン（０１２０－９９－７７７７）  
※１８歳までの子ども，毎日１６時～２１時
- ・函館家庭生活カウンセラークラブ  
函館市女性センター内（２３－４１８８ → 令和４年４月から ８４－８７４２）  
※月・金：１０時～１５時，火・木：１８時３０分～２０時３０分  
[令和４年４月から上記に加え 水：１０時～１２時]
- ・亀田支所内（４５－５５８１）  
※木：１３時～１５時
- ・湯川支所内（５７－６１６１）  
※火：１０時～１２時

### ◇ 関係団体

- ・フリースクール  
一般財団法人 函館圏フリースクールすまいる（０７０－４１５６－３１９５）
- ・登校拒否と教育を考える会  
函館アカシヤ会（０９０－６２６１－６９８４）